

高齢者施設における 身体拘束ゼロの取り組みについて

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 施設指導グループ

身体的拘束とは

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」

■自由を制限するためのものは方法に限らず身体的拘束

例)

- ・転落しないように体を縛る、自分で降りられないようにベッドを柵で囲む。
- ・点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、ミトン型の手袋をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型高速隊や腰ベルトをつける。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない場合の対応

切迫性

本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「本人の尊厳を守るため」の緊急やむを得ない場合の三つの要件

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

身体拘束はなぜ問題なのか

身体拘束がもたらす多くの弊害

■ 身体的障害

- ① 関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった**身体機能の低下**や**圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害**
- ② 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の**内的弊害**
- ③ 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の**大事故を発生させる危険性**

■ 精神的障害

- ① **本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害**
- ② 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の**精神的苦痛**、**認知症の進行**や**せん妄の頻発**
- ③ 拘束されている本人の姿を見た**家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔**

■ 社会的障がい

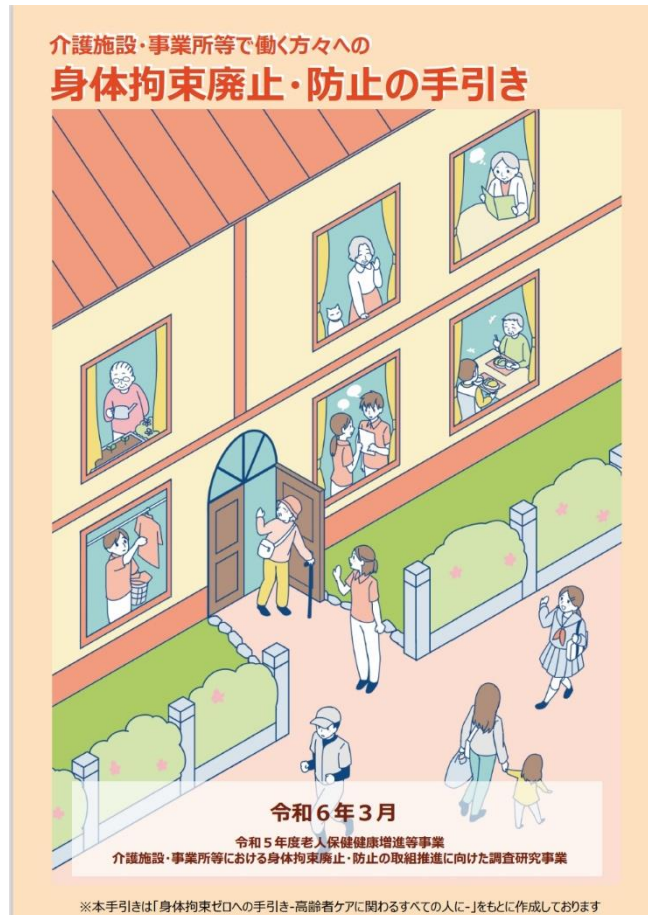
- ① **看護・介護職員自身の士気の低下**
- ② 施設・事業所に対する**社会的な不信、偏見を引き起こす**
- ③ 身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、**更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす**

本当に安全確保のために必要？
他に代わる手段はない？



身体拘束廃止・防止の手引き

(厚生労働省老健局 令和6年3月発行、令和7年3月改訂)



参考資料

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

身体拘束廃止未実施減算について

■ 記録の義務

- ・その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- ・「身体拘束に関する説明書」、「経過観察記録」を用いる。
- ・記録はサービス提供の完結の日から **5年間保存**しなければならない。

■ 委員会の開催

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する **委員会を3か月に1回以上開催**する。
- ・委員会の結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・ **やむを得ない身体拘束をしている場合は月に1回が望ましい**。

■ 指針の整備

- ・身体拘束等の適正化の指針を整備する。

■ 研修の開催

- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の研修を定期的（**年2回以上**）に実施する。